

「栃木県教育委員会障害者活躍推進計画（第1期）」令和4年度取組状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、令和4年度の取組状況を公表します。

1 計画の推進体制

- 法第78条第1項の規定に基づく障害者雇用推進者を選任しています。
- 法第79条第1項の規定に基づく障害者職業生活相談員として、次のとおり配置しています。

	配置箇所	管轄区域
1	総務課	教育委員会事務局
2	高校教育課	県立学校（盲学校及び聾学校を除く。）
3	河内教育事務所	管内の小・中学校
4	上都賀教育事務所	管内の小・中学校
5	芳賀教育事務所	管内の小・中学校
6	下都賀教育事務所	管内の小・中・義務教育学校
7	塩谷南那須教育事務所	管内の小・中学校
8	那須教育事務所	管内の小・中・義務教育学校
9	安足教育事務所	管内の小・中・義務教育学校
10	盲学校	県立学校（盲学校に限る。）
11	聾学校	県立学校（聾学校に限る。）

- 栃木県教育委員会障害者雇用推進チームを設置し、計画の実施状況について、定期的な把握・点検を行っています。
- 障害のある教職員に対してアンケートを行い意見を集約し、計画に掲げる取組に反映できるよう努めています。
- 県教育委員会を挙げて計画に取り組むため、教職員に分かりやすく周知するとともに、研修等の開会を捉えて職員への浸透を図っています。
- 計画に掲げる取組を着実に推進するため、栃木労働局や就労支援機関等との連携を図るとともに、関係所属によるサポート体制を構築しています。

2 職員の採用に係る取組

- 教職員の障害者採用に当たっては、障害種別を問わず実施することとし、選考方法は「障害者差別解消指針」及び「合理的配慮指針」を踏まえ、拡大印刷や筆談による対応など、障害特性に配慮して実施しました。
- 短時間での勤務や定型的な補助的業務といった働き方を選択する障害者については、会計年度任用職員として採用しています。
- 新たに採用した職員が早期に安定して勤務できるよう、必要に応じて就労支援機関等との連携を図るとともに、関係所属によるサポート体制を構築しています。
- 県教育委員会の業務に関心を持ってもらうため、障害のある学生等を対象とした「栃木県庁オープンゼミ」に参加し、障害のある職員の業務内容等を紹介しました。
- 栃木労働局等と連携し、県教育委員会で障害者の採用を行っていることを広く周知しています。

3 職員の働きやすい環境づくりに係る取組

- 障害者職業生活相談員は、障害のある教職員の相談支援に努めるとともに、就労支援機関等と連携しながら、関係所属に対して必要な情報を提供するなどサポートを行っています。
- 補助が必要な職種の場合には、その障害の程度に応じ、必要に応じて就労を支援する教職員を配置しています。
- 栃木労働局が設置している「職場適応支援者」による相談窓口について、活用を促進しています。
- 採用後に障害を負った職員については、急激な職務やキャリアプランの変更が必要となる場合があり、本人と所属が十分に話し合い、サポートできるよう配慮しています。
- 教職員の障害への理解を促進するため、全教職員を対象に障害者理解向上のためのeラーニングを実施しました。
- 関係機関等からの助言を踏まえ、プライベートスペースを確保するためのクロスパーテーションを設置するなど、障害特性に応じて合理的配慮を提供できる体制作りをしています。
- 業務に取り組みやすくするよう、マニュアル化や作業手順の簡素化などに取り組んでいます。
- 地震や台風など災害時における対応について、予め連絡手段や避難方法等について所属と確認するなど、リスクマネジメントを図る取組を推進しています。
- 体調不良や通院時における職場内でのサポート体制の構築に努め、休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 県立学校においては、多機能トイレや階段手摺の設置など、バリアフリー化を進めています。
- 市町教育委員会と連携し、障害のある方が働きやすい環境の整備に努めています。

4 職員の能力開発に係る取組

- 採用後に速やかに面談を行い、障害特性や本人の強み・弱みを十分把握し、適した業務を検討しています。
- 採用後は、把握した情報を基に、既存業務の中から本人の能力に合わせた業務の切出しを行い、知事部局や市町教育委員会と連携し業務の割振りや人事異動等により、障害のある職員と業務の適切なマッチングを図っています。
- 障害のある職員の能力や意欲に応じ、本人の資質向上のため研修等への積極的な参加を後押ししています。

5 その他の取組

- 障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等への発注を積極的に行っています。